介護サービス事業者
基準確認シート
（令和６年度版）

令和７年４月

福祉用具貸与

介護予防福祉用具貸与

指定番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業所名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記入者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記入年月日　　年　　月　　日

さいたま市

基準確認シートについて

1　趣旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営並びに介護給付費の算定に関する基準を遵守しているか、常に確認することが必要です。

そこで、さいたま市では、法令及び関係通知を基に基準確認シートを作成しましたので、定期的に自己点検を行う等、適正な事業運営及び介護サービスの質の向上のためにご活用ください。

2　実施方法

①　毎年定期的に基準確認を行って下さい。

②　複数の職員で検討の上、点検してください。

③　点検結果について、該当する項目へチェックを入れてください。

3　留意事項

①　事業所への運営指導が行われるときは、併せて１ページ目の「事業所概要」を記入し、他の必要書類とともに市へ提出してください。この場合、控えを必ず保管してください。

②　この基準確認シートは福祉用具貸与の基準を基に作成していますが、福祉用具貸与事業者が介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ福祉用具貸与の事業と介護予防福祉用具貸与の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合には、介護予防福祉用具貸与についても福祉用具貸与の基準に準じて（福祉用具貸与を介護予防福祉用具貸与に読み替えて）一緒に点検してください。なお、網掛け部分については、介護予防福祉用具貸与事業独自の運営基準です。

③　基本となる省令（条例）、告示及び通知での令和６年４月の改正・適用部分には下線を附しています。項目自体が新設の場合は、項目に【新】を附しています。

④　この「基準確認シート」は、令和７年４月１８日までの情報により作成しています。省令や告示、通知などは随時改正される場合がありますので、必要に応じて、厚生労働省のウェブサイト「介護保険最新情報」などを確認してください。

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

○	条　　例	…さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月27日さいたま市条例第68号）
○	予防条例	…さいたま市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２４年１２月２７日さいたま市条例第６９号）
○	法	…介護保険法（平成９年12月17日法律第123号）
○	施行令	…介護保険法施行令（平成10年12月24日政令第412号）
○	施行規則	…介護保険法施行規則（平成11年３月31日厚生省令第36号）
○	「平11厚令37」	…指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年３月３１日厚生省令第３７号）
○	「平11厚告93」	…厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成１１年３月３１日厚生省告示第９３号）
○	「平11老企25」	…指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成１１年９月１７日老企第２５号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
○	「平12厚告19」	…指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１２年２月１０日厚生省告示第１９号）
○	「平12老企34」	…介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱について（平成１２年１月３１日）
○	「平12老企36」	…指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成１２年３月１日老企第３６号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
○	「平18厚労令35」	…指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年３月１４日厚生労働省令第３５号）
○	「平18厚労告127」	…指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年３月１４日厚生労働省告示第１２７号）
○	「平18-0317001」	…指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成１８年３月１７日老計発・老振発・老老発第0317001号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長連名通知）
○	「平21老振発第0410001」	…「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の改正等に伴う実施上の留意事項について（平成２１年４月１０日老振発第0410001号老健局振興課長通知）
○	「平21厚労告83」	…厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成２１年３月１３日厚生労働省告示第８３号）
○	「平27厚労告94」	…厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成２７年３月２３日厚生労働省告示第９４号）
○	「平27老振発第0327第3号」	…複数の福祉用具を貸与する場合の運用について（平成２７年３月２７日老振発第0327号厚生労働省老健局振興課長通知）
○	「平30厚労告80」	厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準（平成３０年３月２２日厚生労働省告示第８０号）
○	「平30老高発0332第1号」	…福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について（平成３０年３月２２日老高発0332第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）
○	「高齢者虐待防止法」	…高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成１７年法律第１２４号）

基準確認シート　目　次

項目	内　　容	ページ
第 1	**一般原則**	
1-1	一般原則	2
第 2	**基本方針**	
2-1	福祉用具貸与の基本方針	2
2-2	介護予防福祉用具貸与の基本方針	2
第 3	**人員に関する基準**	
3-1	用語の定義等	4
3-2	福祉用具専門相談員の員数	5
3-3	介護予防福祉用具貸与事業の福祉用具専門相談員	5
3-4	管理者	5
第 4	**設備に関する基準**	
4-1	設備及び備品等	6
4-2	介護予防福祉用具貸与事業の設備基準	6
第 5	**運営に関する基準**	
5-1	内容及び手続きの説明及び同意	6
5-2	提供拒否の禁止	7
5-3	サービス提供困難時の対応	8
5-4	受給資格等の確認	8
5-5	要介護認定の申請に係る援助	8
5-6	心身の状況等の把握	8
5-7	居宅介護支援事業者等との連携	8
5-8	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	8
5-9	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	8
5-10	居宅サービス計画等の変更の援助	8
5-11	身分を証する書類の携行	9
5-12	サービスの提供の記録	9
5-13	利用料等の受領	9
5-14	保険給付の請求のための証明書の交付	10
5-15	福祉用具貸与の基本取扱方針	10
5-16	福祉用具貸与の具体的取扱方針	11
5-17	福祉用具貸与計画の作成	12
5-18	利用者に関する市町村への通知	13
5-19	管理者の責務	14
5-20	運営規程	14
5-21	勤務体制の確保等	15
5-22	業務継続計画の策定等	16
5-23	適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等	17
5-24	福祉用具の取扱種目	18
5-25	衛生管理等	18
5-26	掲示及び目録の備え付け	20
5-27	秘密保持等	20
5-28	広告	20
5-29	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	20
5-30	苦情処理	20
5-31	地域との連携等	21
5-32	事故発生時の対応	21
5-33	虐待の防止	22
5-34	会計の区分	24

項目	内　　容	ページ
5-35	記録の整備	24
5-36	電磁的記録等	24
第 6	**（予防）介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準**	
6-1	介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針	25
6-2	介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針	26
6-3	介護予防福祉用具計画の作成	27
第 7	**変更の届出**	
7-1	変更の届出	28
第 8	**介護給付費の算定及び取扱い**	
8-1	福祉用具貸与費の算定（介護予防福祉用具貸与費も同様）	29
8-2	【新】高齢者虐待防止措置未実施減算について	29
8-3	【新】業務継続計画未策定減算について	29
8-4	搬出入に要する費用の取扱い（介護予防福祉用具貸与費も同様）	30
8-5	中山間地域等居住者加算（介護予防福祉用具貸与費も同様）	30
8-6	軽度者に係る福祉用具貸与費（介護予防福祉用具貸与費も同様）	30
8-7	サービス種類相互の算定関係	32

事業所概要（福祉用具貸与）

サービス提供体制等

<table>
<tr><td>回収した福祉用具の消毒を委託している場合</td><td colspan="2">☐ 消毒業務の全部を委託（概ね委託している場合を含む）
☐ 消毒業務の一部を委託</td><td rowspan="2">※該当する区分にチェックを入れてください</td></tr>
<tr><td>福祉用具の保管を委託してい場合</td><td colspan="2">☐ 保管業務の全部を委託（概ね委託している場合を含む）
☐ 保管業務の一部を委託</td></tr>
<tr><td>（福祉用具の消毒・保管を委託している場合）
委託している事業者名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="8">次の期間に貸与した福祉用具の主な種目・
貸与した利用者のうち、軽度者に該当する利用者の実人数

期間： 運営指導の実施月の前々月以前の3か月
（令和6年9月に運営指導を行う場合は、令和6年5月～令和6年7月までの3か月間）

軽度者： 要支援1・2、要介護1
（自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）は要介護2・3を含む）</td><td>貸与した福祉用具の主な種目
※貸与した種目にチェックを入れてください</td><td colspan="2">貸与した利用者のうち、軽度者に該当する利用者の実人数（人）</td></tr>
<tr><td>☐ 車いす</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>☐ 特殊寝台</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>☐ 床ずれ防止用具</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>☐ 体位変換器</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>☐ 認知症老人徘徊感知機器</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>☐ 移動用リフト（つり具の部分を除く）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>☐ 自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>併設事業所の種別（介護サービス）</td><td colspan="3">例）居宅介護支援、訪問介護</td></tr>
</table>

実利用者数 （利用者の区分・歴月ごとの実利用者の数）

利用者の区分	基準月の前々月	基準月の前月	基準月：運営指導の実施月の前々月
	令和　年　月	令和　年　月	令和　年　月
要介護者			
要支援者			

注　同月内に複数の福祉用具を貸与した利用者については、重複して計上するのではなく、「1人」として計算してください。

基準確認シート

項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令
第１　一般原則			
1-1 一般原則	①　利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。	□はい □いいえ	条例 第３条第１項 平 11 厚令 37 第３条第１項
	②　地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。	□はい □いいえ	条例 第３条第２項 平 11 厚令 37 第３条第２項
	③　利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。	□はい □いいえ	条例 第3条第3項 平11厚令37 第3条第3項
	④　法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。	□はい □いいえ	条例 第3条第4項 平11厚令37 第3条第4項
	※　居宅サービスの提供に当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でＰＤＣＡサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものです。 　この場合において、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ：Long-term care Information system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましいです。		平 11 老企 25 第3の1の3(1)
第２　基本方針			
2-1 福祉用具貸与の基本方針	福祉用具貸与の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとなっていますか。	□はい □いいえ	条例 第 299 条 平 11 厚令 37 第 193 条
2-2 介護予防福祉用具貸与の基本方針	介護予防福祉用具貸与の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものとなっていますか。	□はい □いいえ	予防条例 第 218 条 平 18 厚労令 35 第 265 条
	※　介護保険の給付対象となる福祉用具は、「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」(平成11年3月31日厚生労働省告示第93号)及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」(平成12年1月31日老企第34号)において定められた種目となります。 ①車いす 　自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。 ②車いす付属品 　クッション又はパッド、電動補助装置、テーブル、ブレーキ等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る。 ③特殊寝台 　サイドレールが取り付けてあるもの又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの 　一　背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能 　二　床板の高さが無段階に調整できる機能 ④特殊寝台付属品 　マットレス、サイドレール、ベッド用手すり、テーブル、スライディングボード・スライディングマット、介助用ベルト等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。		法第8条第12項 平11厚告93 平12老企第34 平21老振発 第0410001 平12老企34

⑤床ずれ防止用具
次のいずれかに該当するものに限る。
一　送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット
二　水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット
⑥体位変換器
空気パット等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換（仰臥位から側臥位又は座位への体位の変換）できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く。
⑦手すり
取付けに際し工事を伴わないものに限る。
⑧スロープ
段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。
⑨歩行器
歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。
一　車輪を有するものにあっては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの
二　四脚を有するものにあっては、上肢で保持して移動させることが可能なもの
※　上り坂ではアシスト、下り坂では制動、坂道の横断では片流れ防止及びつまずき等による急発進防止の機能（自動制御等の機能）が付加されたものであって、左右のフレームとこれを連結する中央部のパイプからなり、四輪又はそれ以上の車輪を有し、うち２つ以上の車輪について自動制御等が可能であるものを含む。
⑩歩行補助つえ
松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。
⑪認知症老人徘徊感知機器
認知症である老人が徘徊し、屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時に、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの。
※　ベッドや布団等を離れた時に通報するものについても、給付対象となる。
⑫移動用リフト（つり具の部分を除く。）
床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの（取付けに住宅の改修を伴うものを除く）。
1)床走行式　つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、キャスタ等で床又は階段等を移動し、目的の場所に人を移動させるもの。
2)固定式　居室、浴室、浴槽等に固定設置し、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの。
3)据置式　床又は地面に置いて、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの（エレベーター及び階段昇降機は除く）
※階段移動用リフトを提供する場合の手続き
1)　福祉用具専門相談員が、階段移動用リフトの製造事業者等が実施する講習を受講し、当該講習課程を修了した旨の証明を受けていること。
2)　福祉用具専門相談員が、サービス担当者会議等を通じて、利用者の家族等に対し、階段移動用リフトの適切な使用のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じていること。
3)　福祉用具専門相談員は、介護支援専門員が居宅サービス計画に階段移動用リフトを位置付ける場合にあっては、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項について十分な説明を利用者の家族等に行った上で、実際に当該福祉用具を使用させながら指導を行い、専門的な見地から安全性に十分に配慮してその要否を判断し、責任をもって提供を行うこと。
4)　福祉用具貸与事業所等は、階段移動用リフトの見やすい場所に使用に当たっての留意事項等を掲示し、利用者の家族等に対し、安全性に関する情報の提供を行うこと。
⑬自動排泄処理装置
尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの（交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその

	介護を行う者が容易に交換できるもの）を除く）。 ※複合的機能を有する福祉用具について ２つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱います。 1)　それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに１つの福祉用具として判断する。 2)　区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。 3)　福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。 但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区別できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とします。		
第３　人員に関する基準			
3-1 用語の定義等	**「常勤換算方法」** 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週３２時間を下回る場合は週３２時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。 この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が福祉用具貸与と訪問介護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が福祉用具専門相談員と訪問介護員等を兼務する場合、福祉用具専門相談員の勤務延時間数には、福祉用具専門相談員としての勤務時間だけを算入することとなるものです。 ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第１３条第１項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第２３条第１項、同条第３項又は同法第２４条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、３０時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、１として取り扱うことを可能とします。		平11老企25 第2の2の(1)
	「勤務延時間数」 勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とします。なお、従業者１人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とします。		平11老企25 第2の2の(2)
	「常勤」 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週３２時間を下回る場合は週３２時間を基本とする。）に達していることをいうものです。 ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を３０時間として取り扱うことを可能とします。		平11老企25 第2の2の(3)
	※　同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。例えば、一の事業者によって行われる福祉用具貸与事業所と居宅介護支援事業所が併設されている場合、福祉用具貸与事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば常勤要件を満たすことになります。 また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第６５条に規定する休業（以下「産前産後休業」とい		

	う。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第２条第１号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第２号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第２３条第２項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第２４条第１項（第２号に係る部分に限る。）の規定により同項第２号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとします。		
	「専ら従事する・専ら提供に当たる」 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。 この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。		平11老企25 第2の2の(4)
3-2 福祉用具専門相談員の員数	事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で２人以上配置していますか。	□はい □いいえ	条例 第230条第1項 平11厚令37 第194条第1項
	※　福祉用具専門相談員は、次のいずれかに該当すること。 ・福祉用具専門相談員指定講習修了者（修了証明書の交付者） ・保健師・看護師・准看護師　　・社会福祉士 ・理学療法士　　・介護福祉士 ・作業療法士　　・義肢装具士 ※　平成26年の政令改正で、福祉用具専門相談員の要件が見直され、養成研修修了者（介護職員基礎研修課程・１級課程・２級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者）が除外された（平成27年4月1日施行）。		施行令 第4条第1項 平11老企25 第３の十一の1(1)
	※　福祉用具専門相談員の員数については、常勤換算方法で２人以上とされていますが、当該福祉用具貸与事業者が、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売に係る事業者の指定を併せて受ける場合であって、これらの指定に係る事業所と福祉用具貸与事業所が一体的に運営される場合については、常勤換算方法で２人以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって、これらの指定に係るすべての人員基準を満たしているものとみなすことができます。したがって、例えば、同一の事業所において、福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売の４つの指定を併せて受けている場合であっても、これらの運営が一体的になされているのであれば、福祉用具専門相談員は常勤換算方法で２人でもって足りるものです。		条例 第230条第2項 平11厚令37 第194条第2項 平11老企25 第３の十一の1(1)③
3-3 介護予防福祉用具貸与事業の福祉用具専門相談員	介護予防福祉用具貸与事業者が福祉用具貸与事業者、特定福祉用具販売事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防福祉用具貸与事業とこれらの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、これらの事業における福祉用具専門相談員の基準を満たすことをもって、介護予防福祉用具貸与事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。		予防条例 第219条第2項 平18厚労令35 第266条第2項
3-4 管理者	事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。	□はい □いいえ	条例第231条 平11厚令37 第195条
	※　管理者は、福祉用具専門相談員である必要はありません。 ※　以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは他の職務を兼ねることができます。 ア　当該事業所の福祉用具専門相談員として職務に従事する場合 イ　<u>同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合</u>		平11老企25 準用（第3の1の1(3)）

第４　設備に関する基準			
4-1 設備及び備品等	①　福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。	□はい □いいえ	条例 第232条 平11厚令37 第196条第1項
	※　福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができます。		平11厚令37 第196条第1項
	※　事業の運営を行うために必要な広さの区画については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保してください。		平11老企25 第３の十一の2(1)
	※　他の事業所又は施設等と同一敷地内にある場合であって、福祉用具貸与の事業及び当該他の事業所又は施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとします。		平11老企25 第３の十一の2(2)
	②　①の保管・消毒のための設備及び器材等の基準は、次のとおりとなっていますか。 ア　福祉用具の保管のために必要な設備 (1)　清潔であること。 (2)　既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。 イ　福祉用具の消毒のために必要な器材 当該事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。	□はい □いいえ □非該当 (他の事業者に委託)	平11厚令37 第196条第2項
	※　上記ア(1)は、既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具の区分について、保管室を別にするほか、つい立ての設置等両者を保管する区域を明確に区分するための措置が講じられていることをいうものです。		平11老企25 第３の十一の2(3)
4-2 介護予防福祉用具貸与事業の設備基準	介護予防福祉用具貸与事業者が福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防福祉用具貸与事業と福祉用具貸与事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、福祉用具貸与事業における設備及び備品等の基準(上記１①及び②)を満たすことをもって、介護予防福祉用具貸与事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。		条例 第221条第3項 平18厚労令35 第268条第3項 平11厚令37 第196条第3項

第５　運営に関する基準			
5-1 内容及び手続の説明及び同意	サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。	□はい □いいえ	条例 第243条 準用（第9条） 平11厚令37 第205条 準用（第8条）
	※　サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。 ア　運営規程の概要 イ　福祉用具専門相談員の勤務体制 ウ　事故発生時の対応 エ　苦情処理の体制　等		準用 （平11老企25 第３の一の3(2)）
	※　同意は、利用者及び福祉用具貸与事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいです。		準用 （平11老企25 第３の一の3(2)）

	※（電磁的方法による重要事項の提供） ①　事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができます。この場合において、当該事業者は、当該文書を交付したものとみなされます。 一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの イ　事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ　事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） 二　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する事項を記録したものを交付する方法 ②　上記①に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければなりません。 ③　上記①の「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。 ④　事業者は、上記①により提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければりません。 一　上記①に規定する方法のうち事業者が使用するもの 二　ファイルへの記録の方式 ⑤　上記④の規定による承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはなりません。 　ただし、当該利用申込者又はその家族が再び上記④の規定による承諾をした場合は、この限りではありません。		条例 第9条 平11厚令37 第8条第2項
5-2 提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。	□はい □いいえ	条例第243条 準用（第10条） 平11厚令37 第205条 準用（第9条）
	※　特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することはできません。		準用 （平11老企25 第３の一の3(3)）
	※　サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。 ア　当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 イ　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ウ　その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合		準用 （平11老企25 第３の一の3(3)）

5-3 サービス提供困難時の対応	通常の事業の実施地域、取り扱う福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合には、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の福祉用具貸与事業者等の紹介、その他必要な措置を速やかに講じていますか。	□はい □いいえ □非該当	条例第243条 準用（第11条） 平11厚令37 第205条 準用（第10条） 準用 （平11老企25 第３の一の3(4)）
5-4 受給資格等の確認	①　サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格（被保険者番号）、要介護認定の有無及び有効期間を確かめていますか。	□はい □いいえ	条例第243条 準用（第12条） 平11厚令37 第205条 準用（第11条）
	②　被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会の意見に配慮してサービスを提供するように努めていますか。	□はい □いいえ □非該当	準用 （平11老企25 第３の一の3(5)
5-5 要介護認定の申請に係る援助	①　サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	□はい □いいえ □非該当	条例第243条 準用（第13条） 平11厚令37 第205条 準用（第12条） 準用 （平11老企25 第３の一の3(6)）
	②　居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する３０日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。	□はい □いいえ □非該当	
5-6 心身の状況等の把握	サービスの提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	□はい □いいえ	条例243条 準用（第14条） 平11厚令37 第205条 準用（第13条）
5-7 居宅介護支援事業者等との連携	①　サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	□はい □いいえ	条例243条 準用（第15条） 平11厚令37 第205条 準用（第14条）
	②　サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	□はい □いいえ	
5-8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第６４条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。 また、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。	□はい □いいえ □非該当	条例243条 準用（第16条） 平11厚令37 第205条 準用（第15条） 準用 （平11老企25 第３の一の3(7)）
5-9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	□はい □いいえ	条例243条準用（第17条） 平11厚令37 第205条 準用（第16条）
5-10 居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。	□はい □いいえ	条例243条 準用（第18条） 平11厚令37 第205条 準用（第17条）
	※　利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合とは、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、福祉用具貸与事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含みます。		準用 （平11老企25 第３の一の3(8)）

	※　当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行ってください。		
5-11 身分を証する書類の携行	従業者に身分を証する書類（身分を明らかにする証書や名札等）を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。	□はい □いいえ	条例243条 準用（第19条） 平11厚令37 第205条 準用（第18条）
	※　当該証書等は、当該事業所の名称、当該福祉用具専門相談員の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。		準用 （平11老企25 第３の一の3(9)）
5-12 サービスの提供の記録	①　サービスを提供した際には、サービスの提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名、利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面（サービス利用票等）に記載していますか。	□はい □いいえ	条例243条 準用（第20条） 平11厚令37 第205条 準用（第19条） 準用 （平11老企25 第３の一の3(10)）
	※　利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするため、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものです。		
	②　サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を提供していますか。	□はい □いいえ	
	※　提供した具体的なサービスの内容等の記録は、５年間保存しなければなりません。		条例 第242条
5-13 利用料等の受領	①　法定代理受領サービスに該当する福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。	□はい □いいえ	条例第233条 平11厚令37 第197条第1項
	※　法定代理受領サービスとして提供される福祉用具貸与についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の１割、２割又は３割（法の規定により保険給付の率が９割、８割又は７割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものです。 　また、現に要した費用の額として適切な利用料を設定し、福祉用具貸与の提供内容によって利用者から選択されることが本旨です。そのため、受領した自己のサービス提供に係る利用者負担を金品その他の財産上の利益に替えて直接的又は間接的に供与し、事実上自己の利用者の利用者負担の全部又は一部を軽減している場合は、本項の主旨からは除かれるものです。 　また、自己以外の者が自己のサービス提供に係る利用者負担を前提として、自己の利用者に対して金品その他の財産上の利益を供与している場合も同様です。 ※月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について 　福祉用具貸与の介護報酬については、公定価格を設定せず、歴月単位の実勢価格としている。福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が１月に満たない場合については、当該開始月及び中止月は日割り計算を行う。ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えありません。いずれの場合においても、居宅介護支援事業者における給付計算が適切になされるよう、その算定方法を運営規程に記載する必要があります。		平11老企25 第３の十一の3(1) ① h15.6.30 介護報酬に係るQ&A(vol.2) 9
	②　法定代理受領サービスに該当しない福祉用具貸与を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。	□はい □いいえ □非該当	平11厚令37 第197条第2項

	※　福祉用具貸与は継続的な契約であるとともに利用者と対面する機会が少ないことから、福祉用具貸与事業者は、利用者から前払いにより数か月分の利用料を徴収することも可能としますが、この場合であっても、要介護者の要介護認定の有効期間を超える分について前払いにより利用料を徴収することはできません。		平11老企25 第3の十一の3(1) ②
	※　利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでないサービスを提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである福祉用具貸与に係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはいけません。		平11老企25 第3の十一の3(1) ② 準用 （平11老企25第3の一の3(11)②）
	※　介護保険給付の対象となる福祉用具貸与のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。 ア　利用者に、当該事業が福祉用具貸与の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 イ　当該事業の目的、運営方針、利用料等が、福祉用具貸与事業所の運営規程とは別に定められていること。 ウ　会計が福祉用具貸与の事業の会計と区分されていること。		
	③　上記①、②の支払を受ける額のほか、次の費用の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。 ア　通常の事業の実施地域以外の地域において福祉用具貸与を行う場合の交通費 イ　福祉用具の搬出入に通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等、特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 ※　保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認められません。	□はい □いいえ □非該当	平11厚令37 第197条第3項 平11老企25 第3の十一の3(1)③
	④　上記③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	□はい □いいえ □非該当	平11厚令37 第197条第4項
	⑤　あらかじめ定めた期日までに、利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、福祉用具を回収すること等により福祉用具貸与の提供を中止することができますが、その手続き等について適切に取り扱っていますか。	□はい □いいえ □非該当	平11厚令37 第197条第5項
	⑥　サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。	□はい □いいえ	法第41条第8項
	⑦　上記⑥の領収証に、サービスについて利用者から支払を受けた費用の額のうち、法第４１条第４項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該福祉用具貸与に要した費用の額を超えるときは、当該現に福祉用具貸与に要した費用の額とする。）及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。	□はい □いいえ	施行規則第65条
5-14 保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない福祉用具貸与に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した福祉用具貸与の種目、品名、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。	□はい □いいえ □非該当	条例第243条 準用（第22条） 平11厚令37 第205条 準用（第21条）
5-15 福祉用具貸与の基本取扱方針	①　福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。	□はい □いいえ	条例第234条 平11厚令37 第198条
	②　事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与していますか。	□はい □いいえ	

	③　事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	□はい □いいえ	
5-16 福祉用具貸与の具体的取扱方針	①　サービスの提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ていますか。 ※　平成30年10月から、福祉用具専門相談員は、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の「全国平均貸与価格」を利用者に説明することになっています。商品ごとの全国平均貸与価格は、次の厚生労働省のホームページに掲載されています。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html （「福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について」平成30年7月13日厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）	□はい □いいえ	条例第235条 平11厚令37 第199条第1項 第1号
	②　指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行っていますか。 ※　福祉用具貸与・販売の選択制の対象となる福祉用具（以下、「対象福祉用具」）に係る福祉用具貸与の提供にあたっては、規定に基づき、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリットおよびデメリット等、利用者の選択にあたって必要な情報を提供しなければなりません。 （貸与・販売の選択制の対象福祉用具） 固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、 歩行補助つえ（松葉づえを除く単点杖、多点杖） また、提案にあたっては、利用者の身体状況や生活環境等の変化の観点から、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者等から聴取した意見、または、退院・退所時カンファレンス、またはサービス担当者会議といった多職種による協議の結果を踏まえた対象福祉用具の利用期間の見通しを勘案するものとしてください。 なお、提案にあたっては、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士からのいずれかの意見を介護支援専門員等と連携するなどの方法により聴取するものとしますが、利用者の安全の確保や自立を支援する必要性から遅滞なくサービス提供を行う必要があるなど、やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。	□はい □いいえ	平11厚令37 第199条第1項 第2号
	③　サービスの提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っていますか。	□はい □いいえ	平11厚令37 第199条第1項 第3号
	④　サービスの提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っていますか。	□はい □いいえ	平11厚令37 第199条第1項 第4号
	※　電動車いす、移動用リフト等の使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具については、訓練操作の必要性等、利用に際しての注意事項について十分説明してください。 また、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理（洗浄、点検等）について十分説明してください。		平11老企25 第3の十一の3(3)②
	※（再掲）　階段移動用リフトについては、その使用方法、使用上の留意事項について十分な説明を利用者の家族等に行った上で、実際に使用させながら指導を行い、専門的な見地から安全性に十分に配慮してください。また、階段移動用リフトの見やすい場所に使用に当たっての留意事項等を掲示し、利用者の家族等に対し、安全性に関する情報の提供を行ってください。		平21老振発 第0410001 第1-2

	※　「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該福祉用具の製造事業者、福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書をいうものです。		平11老企25 第３の十一の3(3)②
	⑤　サービスの提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行っていますか。	□はい □いいえ	平11厚令37 第199条第1項第5号
	※　福祉用具の修理については、専門的な技術を有する者に行わせても差し支えありませんが、この場合にあっても、専門相談員が責任をもって修理後の点検を行ってください。		平11老企25 第３の十一の3(3)①
	※　自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施してください。		平11老企25 第３の十一の3(3)③
	⑥　サービスの提供に当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。 ※　当該利用者又は他の利用者等の生命、または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録してください。	□はい □いいえ	平11厚令37 第199条第1項第6号
	⑦　⑥の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 ※　また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性および一時性の３つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要です。 当該記録は、５年間保存してください。	□はい □いいえ □非該当	平11厚令37 第199条第1項第7号
	⑧　居宅サービス計画に福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由を居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じていますか。	□はい □いいえ	平11厚令37 第199条第1項第8号
	※　福祉用具専門相談員はサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じてください。		平11老企25 第３の十一の3(3)④
	⑨　福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供していますか。	□はい □いいえ	平11厚令37 第199条第1項第9号
	※　福祉用具専門相談員は、利用者が適切な福祉用具を選択するための情報の提供に当たっては、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして行ってください。		平11老企25 第３の十一の3(3)⑤
5-17 福祉用具貸与計画の作成	①　福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成していますか。	□はい □いいえ	条例 第236条 平11厚令37 第199条の2第1項
	※　上記の場合において、特定福祉用具販売の利用がある場合は、福祉用具貸与と特定福祉用具販売に係る計画は、一体のものとして作成してください。		平11老企25 第３の十一の3(3)⑥イ
	※　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等を記載してください。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載してください。 なお、福祉用具貸与計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えありません。		平11老企25 第３の十一の3(3)⑥ロ

	②　福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。	□はい □いいえ	平11厚令37 第199条の2第2項
	※　福祉用具貸与計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該福祉用具貸与計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。		平11老企25 第3の十一の3(3)⑥ハ
	③　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	□はい □いいえ	条例 第236条 平11厚令37 第199条の2第3項
	④　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付していますか。	□はい □いいえ	平11厚令37 第199条の2第4項
	※　福祉用具貸与計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければなりません。 　なお、福祉用具貸与計画は、５年間保存しなければなりません。		平11老企25 第3の十一の3(3)⑥二 条例 第242条
	⑤　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行っていますか。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から６月以内に少なくとも１回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行っていますか。	□はい □いいえ	平11厚令37 第199条の2第5項
	⑥　福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告していますか。 ※　福祉用具専門相談員に対して、福祉用具貸与計画に記載した時期にモニタリングを行うとともに、その際、居宅サービスの提供状況等について記録し、その記録を居宅介護支援事業者に報告することが義務づけられています。当該報告は、居宅介護支援事業者において、福祉用具貸与が居宅介護サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該福祉用具貸与計画策定時からの利用者の身体の状況等の変化を踏まえ、利用中の福祉用具が適切かどうかなどを確認するために行うものです。福祉用具専門相談員は、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められるなどの場合においては、当該居宅介護支援事業者とも相談の上、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行ってください。 　また、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用開始時から６月以内に少なくとも１回モニタリングを行い、福祉用具の利用の必要性を確認するとともに、必要に応じて、利用者の選択に当たって必要な情報の提供を行ってください。当該検討に当たっては、リハビリテーション会議、またはサービス担当者会議といった多職種が協議する場を活用するほか、関係者への聴取による方法も考えられます。なお、やむを得ない事情により利用開始時から６月以内にモニタリングを実施できなかった場合については、実施が可能となった時点において、可能な限り速やかにモニタリングを実施してください。	□はい □いいえ	平11厚令37 第199条の2第6項
	⑦　福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行っていますか。	□はい □いいえ	平11厚令37 第199条の2第7項
	⑧　福祉用具専門相談員は、上記①から④までの規定について、福祉用具貸与計画の変更についても、同様に取り扱っていますか。	□はい □いいえ	平11厚令37 第199条の2第8項
5-18 利用者に関する市町村への	利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。	□はい □いいえ □非該当	条例第243条 準用（第27条） 平11厚令37

通知	ア　正当な理由なしに福祉用具貸与の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき		第205条 準用（第26条） 準用（平11老企25 第３の一の3(15)）
	イ　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき		
5-19 管理者の責務	①　管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	□はい □いいえ	条例第243条 準用（第51条） 平11厚令37 第205条 準用（第52条）
	②　管理者は、当該事業所の従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。	□はい □いいえ	
5-20 運営規程	次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めていますか。	□はい □いいえ	条例 第237条 平11厚令37 第200条
	ア　事業の目的及び運営の方針 イ　従業者の職種、員数及び職務内容 ウ　営業日及び営業時間 エ　福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額 オ　通常の事業の実施地域 カ　虐待の防止のための措置に関する事項 キ　その他運営に関する重要事項		
	※　イのうち「従業者の員数」は、日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、人員基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えありません。（第５－１の重要事項を記した文書に記載する場合も同様です。）		準用（平11老企25第3の一の3(19)①）
	※　エの「福祉用具貸与の提供方法」は、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等を指すものです。「利用料」としては、法定代理受領サービスである福祉用具貸与に係る利用料（１割、２割又は３割負担）、法定代理受領サービスでない福祉用具貸与の利用料を、「その他の費用の額」としては、徴収が認められている費用の額並びに必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものです。 　個々の福祉用具の利用料については、その額の設定の方式（利用期間に暦月による１月に満たない端数がある場合の算定方法等）及び目録に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しないものです。		平11老企25 第3の十一の3(4)①
	※　オの「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。		準用 （平11老企25 第３の一の3(19)④）
	※　カの「虐待の防止のための措置に関する事項」は、虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容を規定します。		準用（平11老企25第3の一の3(19)⑤）
	※　キの「その他運営に関する重要事項」には、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した標準作業書に記載された福祉用具の消毒の方法について規定してください。		平11老企25 第3の十一の3(4)②
	※　複数の福祉用具を貸与する場合、あらかじめ市長に減額の規程を届け出ることによって、通常の貸与価格から減額して貸与することが可能とされています。 　この場合、エの「利用料」には、単品利用料と減額利用料のいずれについても記載する必要があります（介護予防福祉用具貸与も同様）。 【複数の福祉用具を貸与する場合の運用について】 １　複数の福祉用具を貸与する場合の考え方 　同一の利用者に２つ以上の福祉用具を貸与する場合です。そのため複数の捉え		平27老振発 第0327第3号

	方については、例えば1つの契約により２つ以上の福祉用具を貸与する場合、契約数に関わらず２つ以上の福祉用具を貸与する場合等、福祉用具貸与事業者等が実情に応じて規定します。 ２　減額対象の福祉用具の範囲 福祉用具貸与事業者等が取り扱う種目の一部又は全ての福祉用具が対象です。 例えば、主要な福祉用具である車いす及び特殊寝台と同時に貸与される可能性が高い以下の種目を減額対象として設定できます。 ①車いす付属品、②特殊寝台付属品、③床ずれ防止用具、④手すり、⑤スロープ、⑥歩行器 ３　減額する際の利用料の設定方法 既に届け出ている福祉用具の利用料（単品利用料）に加えて、減額の対象とする利用料（減額利用料）を設定します。また、1つの福祉用具には、同時に貸与する福祉用具の数に応じて複数の減額利用料を設定することも可能です。 本取り扱いを行う福祉用具貸与事業者等は、予め事業所内のシステム等において１つの福祉用具に対して単品利用料と減額利用料を設定する必要があります。 特定の福祉用具を複数組み合わせたもの、いわゆるセットを定めることは認められません。利用者の状態に応じて適切な福祉用具が選定できるよう、個々の福祉用具に減額利用料を設定します。 ４　減額の規定の整備 運営規程等に単品利用料と減額利用料のいずれについても記載する必要があります。 ５　減額利用料の算定等 月の途中において、本取扱いが適用される場合、或いは適用されなくなる場合の算定方法は、「介護報酬に係るＱ＆Ａ(vol.2)」（平成15年6月30日事務連絡）で示している「月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について」等の取扱いに準じます。 ６　利用者への説明 本運用を適用する場合、或いは適用されなくなる場合において変更契約等を行う際には、福祉用具貸与事業者等は契約書等においてその旨を記載し、利用者に対して利用料の変更に関する説明を行い、理解を得てください。 ７　居宅介護支援事業所等への連絡 福祉用具貸与事業者等が利用料を変更する際は、居宅介護支援事業所等において区分支給限度基準額管理を適正に行えるよう、その都度、関係事業所が必要な情報を共有してください。 ８　その他留意事項 減額する福祉用具の利用料については、利用料のうち重複する経費として想定されるアセスメント、契約手続き、配送・納品及びモニタリング等に係る経費に相当する範囲において適切に設定してください。		
5-21 勤務体制の確保等	①　利用者に対し適切な福祉用具貸与を提供できるよう、事業所ごとに福祉用具専門相談員の勤務の体制を定めていますか。	□はい □いいえ	条例第243条準用（第99条第1項） 平11厚令37第205条　準用（第101条第1項）
	※　原則として月ごとの勤務表を作成してください。		準用（平11老企25第３の六の3(5)①）
	※　事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にしてください。		平11老企25第3の十一の3(10)②イ
	②　当該事業所の福祉用具専門相談員によって福祉用具貸与を提供していますか。（ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではありません。）	□はい □いいえ	平11厚令37第205条　準用（第101条第2項）
	※　福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該事業所の従業者たる福祉用具専門相談員が行うべきですが、福祉用具の運搬、回収、修理、保管、消毒等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められるものとしたものです。 なお、保管又は消毒を第三者に委託等をする場合は、居宅基準第２０３条第３		平11老企25第3の十一の3(10)②ロ

	項の規定に留意してください。		
	③　適切な福祉用具貸与の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより福祉用具専門相談員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。	□はい □いいえ	平11厚令37第205条　準用（第101条第4項）
	※　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第１１条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第３０条の２第１項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものです。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりです。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。 ア　事業主が講ずべき措置の具体的内容 事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりです。 特に以下の内容に留意してください。 ①　事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 ②　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 イ　事業主が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されています。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、上記「ア 事業主が講ずべき措置の具体的内容」の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましいです。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。 （https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html）		準用（平11老企25第３の一の3(21)④）
5-22 業務継続計画の策定等	①　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する福祉用具貸与の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。	□はい □いいえ	条例第243条準用（第32条の2） 平11厚令37第205条 準用（第30条の2）
	②　福祉用具専門相談員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。	□はい □いいえ	
	③　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	□はい □いいえ	

	※　福祉用具貸与事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して福祉用具貸与の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、福祉用具専門相談員に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものです。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。		平11老企25 第3の十一の3(5) 準用 （平11老企25第3の二の3(7)①）
	※　業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。さらに、感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えありません。		準用 （平11老企25第3の二の3(7)②）
	ア　感染症に係る業務継続計画 a　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b　初動対応 c　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）	□策定済 □未策定	
	イ　災害に係る業務継続計画 a　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c　他施設及び地域との連携	□策定済 □未策定	
	※　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとします。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。 ※　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。	（感染症対応研修） □実施済 □未実施 （災害対応研修） □実施済 □未実施	準用 （平11老企25第3の二の3(7)③） 準用 （平11老企25第3の二の3(7)④）
5-23 適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等	①　福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保していますか。	□はい □いいえ	条例 第238条 平11厚令37 第201条
	②　福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めていますか。	□はい □いいえ	
	※　福祉用具の種類が多種多様であり、かつ、常に新しい機能を有するものが開発されるとともに、要介護者の要望は多様であるため、福祉用具専門員は常に最新の専門的知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められます。このため、事業者は福祉用具専門相談員に福祉用具の構造、使用方法等についての		平11老企25 第3の十一の3(6)

	継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければならないこととしたものです。 ※　福祉用具専門相談員は、利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況等を踏まえた適切な目標の設定、目標達成のための具体的なサービス内容の検討など福祉用具貸与計画の作成や利用者への説明を通じて、適切な福祉用具の選定がなされるよう援助を行うことが求められています。このため、福祉用具専門相談員は常に必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければなりません。		
5-24 福祉用具の取扱種目	利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしていますか。	□はい □いいえ	条例 第239条 平11厚令37 第202条
5-25 衛生管理等	①　従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。	□はい □いいえ	条例 第240条 平11厚令37 第203条
	②　回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管していますか。	□はい □いいえ □非該当 (他の事業者に委託)	
	※　福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した「標準作業書」を作成し、これに従い熱湯による消毒、消毒液を用いた清拭等、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により消毒を行ってください。 ※　自動排泄処理装置を取り扱う場合は、当該自動排泄処理装置の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、利用者を変更する場合に必要とされる衛生管理（分解洗浄、部品交換、動作確認等）が確実に実施されるよう、特に留意してください。		平 11 老企 25 第 3 の十一の 3(7)①
	③　上記②にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができます。この場合、当該福祉用具貸与事業者は、保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保するため、当該委託契約において文書により取り決めていますか。	□はい □いいえ □非該当	
	※　委託契約において明確にすべき内容は次のとおりです。 ア　当該委託等の範囲 イ　当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件 ウ　受託者等の従業者により当該委託等がなされた業務（以下「委託等業務」という。）が、運営基準に従って適切に行われていることを当該福祉用具貸与事業者が定期的に確認する旨 エ　当該事業者が、当該委託等業務に関し、受託者等に対し指示を行い得る旨 オ　当該事業者が、当該委託等業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを当該事業者が確認する旨 カ　受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 キ　その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項		平11老企25 第3の十一の 3(7)②
	※　上記エの指示は、文書により行わなければなりません。		平11老企25 第3の十一の 3(7)④
	④　上記③により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録していますか。 ※　上記③ウの保管又は消毒業務の委託業者が適切に業務を行っていることを定期的に確認した結果の記録、③オの改善の指示を行った場合に改善状況を確認した結果の記録を作成しなければなりません。 ※　この確認の結果の記録は、５年間保存しなければなりません。	□はい □いいえ □非該当	平11老企25 第3の十一の 3(7)③ 条例 第242条

	⑤　事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めていますか。	□はい □いいえ	
	⑥　当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じていますか。		
	一　当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。	□はい □いいえ	
	二　当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	□はい □いいえ	
	三　当該事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	□はい □いいえ	
	※　感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のアからウまでの取扱いとしてください。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 ア　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 　当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策を担当する者（感染対策担当者）を決めておくことが必要です。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね６月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。 　感染対策委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。）を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 　なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 イ　感染症の予防及びまん延の防止のための指針 　当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定します。 　平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。 　なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。 ウ　感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 　福祉用具専門相談員に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとします。 　職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年１回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。 　なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力		平11老企25 第3の十一の3(7)⑥ 準用 （平11老企25第３の二の3(8)②）

	向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。 　また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年１回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。 　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。		
5-26 掲示及び目録の備え付け	①　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。	□はい □いいえ	条例 第241条 平11厚令37 第204条
	②　①の重要事項の掲示に代えて、重要事項を記載した書面を当該福祉用具貸与事業に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させていますか。	□はい □いいえ □非該当	
	③　原則として、重要事項をウェブサイトに掲載していますか。（令和7年4月1日より適用されます）	□はい □いいえ □非該当	
	④　利用者の福祉用具の選択に資するため、事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けていますか。	□はい □いいえ	
5-27 秘密保持等	①　従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な対策を講じていますか。 ※　①及び次の②に係る措置は、一般的には、従業者から秘密保持誓約書等を徴取することや雇用契約書等に記載すること、就業規則に規定すること等が行われています。いずれの場合であっても、秘密保持の期間が、在職中だけでなく、退職後も含まれることが明確になっていることが必要です。	□はい □いいえ	条例第243条 準用（第35条） 平11厚令37 第205条 準用（第33条）
	②　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 ※　具体的には、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決める等の措置を講じてください。	□はい □いいえ	準用 （平11老企25第3の一の3(25)②）
	③　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 ※　この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。	□はい □いいえ	準用 （平11老企25第3の一の3(25)③）
5-28 広告	事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大な表現となっていませんか。	□はい □いいえ □非該当	条例第243条 準用（第36条） 平11厚令37 第205条 準用（第34条）
5-29 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	□はい □いいえ	条例第243条 準用（第37条） 平11厚令37 第205条 準用（第35条）
5-30 苦情処理	①　提供した福祉用具貸与に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じていますか。 ※　「必要な措置」とは、具体的には次のとおりです。 　ア　苦情を受け付けるための窓口を設置する 　イ　相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理する	□はい □いいえ	条例第243条 準用（第38条） 平11厚令37 第205条 準用（第36条） 準用

	ために講ずる措置の概要について明らかにする ウ　利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する エ　苦情に対する措置の概要について事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること等です。なお、ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいいます。		（平11老企25第3の一の3(28)①）
	②　苦情を受け付けた場合には、当該苦情受付日、その内容等を記録していますか。 ※　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。 ※　苦情の内容等の記録は、５年間保存しなければなりません。	□はい □いいえ □非該当	条例 第242条
	③　市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	□はい □いいえ □非該当	）
	④　市町村からの求めがあった場合には、上記③の改善の内容を市町村に報告していますか。	□はい □いいえ □非該当	
	⑤　利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	□はい □いいえ □非該当	
	⑥　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、上記⑤の改善の内容を報告していますか。	□はい □いいえ □非該当	）
5-31 地域との連携等	①　利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。 ※　介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものです。 　なお、「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものです。	□はい □いいえ □非該当	条例第243条 準用（第39条） 平11厚令37 第205条準用 （第36条の2） 準用（平11老企25 第3の一の3(29)①）
	②　事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して福祉用具貸与を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても福祉用具貸与の提供を行うよう努めていますか。 ※　高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する福祉用具貸与事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に福祉用具貸与を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、「提供拒否の禁止」の項目での正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければならないことを定めたものです。	□はい □いいえ □非該当	準用（平11老企25　第3の一の3(29)②）
5-32 事故発生時の対応	①　利用者に対する福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 ※　事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいです。 ※　「さいたま市介護保険事業者等における事故発生時の報告取扱指針」（令和５年８月１日改正）の「３　報告の範囲」に該当する事故が発生した場合には、指針に定める手順で介護保険課に報告してください。	□はい □いいえ □非該当	条例第243条 準用（第40条） 平11厚令37 第205条準用 （第37条） 準用 （平11老企25 第3の一の3(30)①）
	②　上記①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。	□はい □いいえ	

	※　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければなりません。	□非該当	条例 第242条
	③　利用者に対する福祉用具貸与の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なっていますか。 ※　賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。	□はい □いいえ □非該当	準用（平11老企25第3の一の3 (30)②)
	④　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。	□はい □いいえ □非該当	準用（平11老企25第3の一の3(30)③)
5-33 虐待の防止	虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じていますか。		条例 第40条の2 平11厚令37第37条の2
	一　当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。	□はい □いいえ	
	二　当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。	□はい □いいえ	
	三　当該事業所において、福祉用具専門相談員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。	□はい □いいえ	
	四　前期一から三に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	□はい □いいえ	
	※（高齢者虐待に該当する行為） ア　利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 イ　利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 ウ　利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 エ　利用者にわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。 オ　利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。 ※　虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとします。 ・　虐待の未然防止 事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第３条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。 ・　虐待等の早期発見 従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をしてください。 ・　虐待等への迅速かつ適切な対応		高齢者虐待防止法第2条 平11老企25第3の一の3(31)

	虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとします。 以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとします。 ①虐待の防止のための対策を検討する委員会（第一号） 虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成します。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要です。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。 なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要があります。 ア　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること イ　虐待の防止のための指針の整備に関すること ウ　虐待の防止のための職員研修の内容に関すること エ　虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること オ　従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること カ　虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること キ　カの再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること ②虐待の防止のための指針（第二号） 福祉用具貸与事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。 ア　事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 イ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ　虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 エ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 オ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 カ　成年後見制度の利用支援に関する事項 キ　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ク　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ケ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項 ③虐待の防止のための従業者に対する研修（第三号） 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該福祉用具貸与事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該福祉用具貸与事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年１回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。 また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。		

	④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（第四号） 　福祉用具貸与事業所における虐待を防止するための体制として、上記①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいです。なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 （※）身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者		
5-34 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、福祉用具貸与の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 ※　具体的な会計処理の方法については、次の通知に基づき適切に行ってください。 　ア　「介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成12年3月10日老計第8号） 　イ　「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年3月28日　老振発第18号） 　ウ　「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」（平成24年3月29日　老高発第0329第1号）	□はい □いいえ	条例第243条 準用（第41条） 平11厚令37 第205条 準用（第38条） 準用 （平11老企25 第３の一の3(32)）
5-35 記録の整備	①　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	□はい □いいえ	条例第242条 平11厚令37 第204条の2
	②　利用者に対するサービスの提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から５年間保存していますか。 ア　福祉用具貸与計画 イ　提供した個々の福祉用具貸与に関する記録 ウ　身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 エ　居宅基準第２０３条第４項に規定する結果等の記録（保管又は消毒業務の委託業者が適切に業務を行っていることを定期的に確認した結果の記録及び改善の指示を行った場合の改善状況を確認した結果の記録） オ　居宅基準第２６条に規定する市町村への通知に係る記録 カ　居宅基準第３６条第２項に規定する苦情の内容等の記録 キ　居宅基準第３７条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ※　上記②の「その完結の日」とは、ウ以外の記録については、個々の利用者につき、契約の終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む。）により一連のサービス提供が終了した日、ウの記録については、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合の当該事業者の業務の実施状況について確認した日を指すものとします。	□はい □いいえ	平11老企25 第３の十一の3(9)
5-36 電磁的記録等	①　事業者及びサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例（省令）の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができますが、下記のとおり取り扱っていますか。 ※　書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものです。 　ア　電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられた	□はい □いいえ □非該当	条例 第255条第1項 平11厚令37 第217第1項 平11老企25 第5の1

	ファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によってください。 イ　電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によってください。 ①　作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ②　書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ウ　その他、電磁的記録により行うことができるとされているものは、⑴及び⑵に準じた方法によってください。 エ　また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。		
	②　事業者及びサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができますが、下記のとおり取り扱っていますか。 ※　利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものです。 ア　電磁的方法による交付は、第５－１の電磁的方法による重要事項の提供に準じた方法によってください。 イ　電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられます。 ウ　電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいです。 ※　イ、ウでは、「押印についてのＱ＆Ａ（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。 エ　その他、電磁的方法によることができるとされているものは、アからウまでに準じた方法によってください。ただし、居宅基準又は居宅基準通知（平11老企25）の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従ってください。 ※　上記①電磁的記録により行う場合及び②電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。	□はい □いいえ □非該当	条例 第255条第2項 平11厚令37 第217第2項 平11老企25 第5の2
第６　（予防）介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準			
6-1 介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針	①　介護予防福祉用具貸与は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。 ※　サービスの提供に当たっては、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行ってください。	□はい □いいえ	予防条例 第230条 平18厚労令35 第277条 平11老企25 第４の三の9⑴①
	②　事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	□はい □いいえ	
	③　サービスの提供に当たっては、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援をすることを目的とするものであることを常に意識していますか。	□はい □いいえ	

	④　事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービス提供に努めていますか。 ※　利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮してください。	□はい □いいえ	平11老企25 第４の三の9(1)②
6-2 介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針	①　サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ていますか。	□はい □いいえ	予防条例 第231条 平18厚労令35 第278条
	②　指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行っていますか。 ※　福祉用具貸与・販売の選択制の対象となる福祉用具（以下、「対象福祉用具」）に係る福祉用具貸与の提供にあたっては、規定に基づき、福祉用具貸与、または特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリットおよびデメリット等、利用者の選択にあたって必要な情報を提供しなければなりません。 また、提案にあたっては、利用者の身体状況や生活環境等の変化の観点から、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者等から聴取した意見、または、退院・退所時カンファレンス、またはサービス担当者会議といった多職種による協議の結果を踏まえた対象福祉用具の利用期間の見通しを勘案するものとしてください。 なお、提案にあたっては、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士からのいずれかの意見を介護支援専門員等と連携するなどの方法により聴取するものとしますが、利用者の安全の確保や自立を支援する必要性から遅滞なくサービス提供を行う必要があるなど、やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。	□はい □いいえ	
	③　サービスの提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。	□はい □いいえ	
	④　サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	□はい □いいえ	
	⑤　サービスの提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っていますか。	□はい □いいえ	
	⑥　サービスの提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っていますか。 ※　「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該福祉用具の製造事業者、介護予防福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書をいいます。 また、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理（洗浄、点検等）について十分説明してください。	□はい □いいえ	

	⑦　サービスの提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行っていますか。 ※　福祉用具の修理については、専門的な技術を有する者に行わせても差し支えありませんが、この場合にあっても、福祉用具専門相談員が責任をもって修理後の点検を行ってください。 　特に、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施してください。	□はい □いいえ	平11老企25 第４の三の9(2)③
	⑧　サービスの提供に当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。	□はい □いいえ	
	⑨　⑧の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	□はい □いいえ □非該当	
	⑩　サービスの提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供していますか。 ※　福祉用具専門相談員は、利用者が適切な福祉用具を選択するための情報の提供に当たっては、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして行ってください。	□はい □いいえ	平11老企25 第４の三の9(2)④
6-3 介護予防福祉用具計画の作成	①　福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成していますか。	□はい □いいえ	予防条例 第232条 平18厚労令35 第278条の2
	②　上記の場合において、特定介護予防福祉用具販売の利用がある場合は、特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成していますか。 ※　介護予防福祉用具貸与計画作成に当たっては、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由、当該介護予防福　祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下④において「モニタリング」と　いう。）を行う時期等を明らかにしてください。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載してください。 　なお、介護予防福祉用具貸与計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えありません。	□はい □いいえ □非該当	平11老企25 第４の三の9(3)①
	③　介護予防福祉用具貸与計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。 ※　介護予防福祉用具貸与計画を作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防福祉用具貸与計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。	□はい □いいえ	平11老企25 第４の三の9(3)②
	④　福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	□はい □いいえ	
	⑤　福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には、当該計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付していますか。 ※　介護予防福祉用具貸与計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければなりません。 　なお、介護予防福祉用具貸与計画は、５年間保存しなければなりません。	□はい □いいえ	平11老企25 第４の三の9(3)③ 予防条例 第228条

	⑥　福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行っていますか。 ※　事業者は、介護予防サービスの提供状況等について介護予防支援事業者に対する報告が義務づけられるとともに、介護予防福祉用具貸与計画に定める計画期間終了後の当該計画の実施状況の把握（モニタリング）が義務づけられています。 　介護予防支援事業者に対する実施状況等の報告については、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該計画策定時からの利用者の身体の状況等の変化を踏まえ、利用中の福祉用具が適切かどうか等を確認するために行うものであり、必要に応じて行うこととしています。	□はい □いいえ	平11老企25 第４の三の9(3)④
	⑦　福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告していますか。	□はい □いいえ	
	⑧　福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行っていますか。	□はい □いいえ	
	⑨　福祉用具専門相談員は、上記①から④までの規定について、介護予防福祉用具貸与計画の変更についても、同様に取り扱っていますか。 ※　事業者は介護予防福祉用具貸与計画に定める計画期間が終了するまでに、少なくとも１回を目安としてモニタリングを行い、利用者の介護予防福祉用具貸与計画に定める目標の達成状況の把握等を行うよう努めることとし、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者とも相談の上、必要に応じて当該介護予防福祉用具貸与計画の変更を行ってください。	□はい □いいえ	平11老企25 第４の三の9(3)④
第７　変更の届出			
7-1 変更の届出	事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、または事業を再開したときは、10 日以内に、その旨を市長に届け出ていますか。 ※　変更の届出が必要な事項は、次に掲げるとおりです。 ア　事業所の名称及び所在地 イ　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ウ　申請者の登記事項証明書又は条例等（当該福祉用具貸与事業に関するものに限る。） エ　事業所の平面図及び設備の概要 オ　事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 カ　福祉用具の保管及び消毒の方法（保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該他の事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該委託等に関する契約の内容） キ　運営規程 ※　事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を市長に届け出てください。 ※　上記の変更、廃止又は休止の届出は、厚生労働省が定める様式により、原則として、厚生労働省の「電子申請・届出システム」により提出します。ただし、やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法によることも可能とされています。	□はい □いいえ □非該当	法 第75条第1項 施行規則 第131条第1項 第11号 法 第75条第2項

第８　介護給付費の算定及び取扱い			
8-1 福祉用具貸与費の算定 （介護予防福祉用具貸与費-も同様）	①福祉用具貸与の基準 1）福祉用具貸与の基準 福祉用具の貸与価格は、当該福祉用具の全国平均貸与価格に当該福祉用具の全ての貸与価格の標準偏差を加えることで算出される額（以下「貸与価格の上限」という。）を超えないこと。 2）運用に当たっての留意事項 ・　商品ごとの全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限設定（以下「上限設定等」という。）については、平成30年10月から適用されています。なお、新商品については、３月に１度の頻度で上限設定等が行われます。 ・　上限設定等については、３年に１度の頻度で見直しが行われます。ただし、見直しを行うとき、上限設定等から経過した期間が１年未満の新商品については見直しを行わず、次に見直しを行う年度に見直すこととされています。 ・　上限設定等を行うに当たっては、月平均100件以上の貸与件数となったことがある商品について適用されます。 ※商品ごとの「全国平均貸与価格」「貸与価格の上限」は、次の厚生労働省のホームページに掲載されています。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html ②費用の額の計算 ・　福祉用具貸与費（１月につき）の単位は、現に福祉用具貸与に要した費用の額を当該福祉用具貸与事業所の所在地に適用される１単位の単価（現在は一律１０円）で除して得た単位数（１単位未満の端数は四捨五入）とします。 ・　費用の額は、１単位の単価（現在は一律１０円）に上記の単位数を乗じて算定します。 ・　ただし、１月当たりの平均貸与件数が１００件以上となったことのある福祉用具に係る福祉用具貸与については、上記の「福祉用具貸与の基準」を満たさない福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費を算定しません。 ※（再掲）月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について 福祉用具貸与の介護報酬については、公定価格を設定せず、歴月単位の実勢価格としている。福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が１月に満たない場合については、当該開始月及び中止月は日割り計算を行う。ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えありません。いずれの場合においても、居宅介護支援事業者における給付計算が適切になされるよう、その算定方法を運営規程に記載する必要があります。		平30厚労告80 平30老高発0332第1号 平12厚告19第1～3号 平12厚告19別表11 h15.6.30 介護報酬に係るQ&A(vol.2)9
【新】 8-2　高齢者虐待防止措置未実施減算について	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 ※　高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、指定居宅サービス基準第 37 条の２（指定居宅サービス等基準第 39 条の３において準用する場合を含む。）に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなる。具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討します。 委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年１回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から３月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとします。 ※　令和９年３月３１日までは、当該減算は適用されない。	□はい □いいえ □非該当	平12厚告19別表11の注1 平12老企36第2の9(1)
【新】 8-3　業務継続計画未策定減	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。	□はい □いいえ	平12厚告19別表11の注2

算について	※　業務継続計画未策定減算については、指定居宅サービス等基準第 30 条の２第１項（指定居宅サービス等基準第39条の３において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準を満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとしてください。 　なお、経過措置として、令和７年３月３１日までの間、当該減算は適用されませんが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成してください。	□非該当	平12老企36 第2の9(2)
8-4 搬出入に要する費用の取扱い （介護予防福祉用具貸与費も同様）	搬出入に要する費用は、現に福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとして取り扱っていますか。 ※　搬出入に要する費用は、現に福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価しません。 （事業所が、別に厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）（さいたま市は該当しない）に所在する場合は、一定の交通費に係る単位数の加算が認められます。） ※福祉用具の搬出入に通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等、特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用については、利用者から受けることができます。（「5-13 利用料等の受領」の③ ア を参照）	□はい □いいえ	平12厚告19 別表11の注3
8-5 中山間地域等居住者加算 （介護予防福祉用具貸与費も同様）	別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて福祉用具貸与を行う場合は、当該福祉用具貸与の開始日の属する月に、通常の事業の実施地域において福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の３分の１に相当する額を当該事業所の所在地に適用される１単位の単価（現在は一律１０円）で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとの当該福祉用具貸与費の３分の１に相当する額を限度として、所定単位数に加算していますか。 ※　対象地域：さいたま市の近隣では、春日部市(宝珠花)　　（対象地域はこれ以外もあります） ※　本加算を算定する利用者については、交通費の支払いを受けることはできません。	□はい □いいえ □非該当	平12厚告19 別表11の注5 平21厚労告83 第2号 平12老企36 第2の9(3)⑤
8-6 軽度者に係る福祉用具貸与費 （介護予防福祉用具貸与費も同様）	①　要支援１、要支援２又は要介護１である者に対して、その状態像から見て使用が想定しにくい以下の福祉用具貸与の種目を貸与した場合に、福祉用具貸与費を算定していませんか。 ※　対象外種目 　車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く。）、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）	□はい □いいえ □非該当	平12厚告19 別表11の注6
	②　要介護２又は要介護３である者に対して、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）に係る福祉用具貸与を行った場合に、福祉用具貸与費を算定していませんか。	□はい □いいえ □非該当	
	③　上記①又は②に係る軽度者への福祉用具貸与については、原則として、福祉用具貸与費の算定はできませんが、厚生労働大臣が定める一定の状態像に該当する者については、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について福祉用具貸与費の算定が可能とされています。 　算定の可否の判断基準は以下のとおりですが、この基準に沿って適切に取り扱っていますか。	□はい □いいえ □非該当	平12老企36 第2の9(4)
	【算定の可否の判断基準】 ア　原則として、次の表の定めるところにより、認定調査票のうち基本調査の直近の結果を用い、その要否を判断する。 イ　ただし、以下の表中「■」は、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより居宅介護支援事業		

者（介護予防支援事業者）が判断する。なお、この判断の見直しは、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行う。

対象外種目	厚生労働大臣が定める者イ（注）	厚生労働大臣が定める者イに該当する基本調査の結果
車いす・車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一)　日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7「3.できない」
	(二)　日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者	■
特殊寝台・特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一)　日常的に起きあがりが困難な者	基本調査1-4「3.できない」
	(二)　日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3「3.できない」
床ずれ防止用具、体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3「3.できない」
認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一)　意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1「1.調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は基本調査3-2～3-7のいずれか「2.できない」 又は基本調査　3-8～4-15のいずれか「1.ない」以外 その他、主治医意見書において認知症の症状がある旨記載されている場合も含む
	(二)　移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2「4.全介助」以外
移動用リフト（つり具の部分を除く）	次のいずれかに該当する者 (一)　日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8「3.できない」
	(二)　移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1「3.一部介助」又は「4.全介助」
	(三)　生活環境において段差の解消が必要と認められる者	■
自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一)　排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6「4.全介助」
	(二)　移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1「4.全介助」

（注）厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年厚生労働省告示第94号）第31号イ

ウ　アにかかわらず、次のｉ）～ⅲ）までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。

この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。

ｉ）　疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に「厚生労働大臣が定める者イ」に該当する者
（例　パーキンソン病の治療薬によるＯＮ・ＯＦＦ現象）

ⅱ）　疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに「厚生労働大臣が定める者イ」に該当することが確実に見込まれる者
（例　がん末期の急速な状態悪化）

ⅲ）　疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から「厚生労働大臣が定める者イ」に該当すると判断できる者
（例　ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

注　括弧内の状態は、あくまでもｉ）～ⅲ）の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、ｉ）～ⅲ）の状態であると判断される場合もありうる。

【基本調査結果による判断の方法】

軽度者に対して、対象外種目に係る福祉用具貸与費を算定する場合には、上記の表に従い、「厚生労働大臣が定める者」のイへの該当性を判断するための基本調査の結果の確認については、次に定める方法による。

なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存しなければならない。

ア　当該軽度者の担当である居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）から当該軽度者の認定調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認がで

	きる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写しの内容が確認できる文書を入手することによる。 イ　当該軽度者に担当の居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）がいない場合にあっては、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手する。		
8-7 サービス種類相互の算定関係	特定施設入居者生活介護費（短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）又は認知症対応型共同生活介護費（短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）、地域密着型特定施設入居者生活介護費（短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定している場合は、福祉用具貸与費を算定していませんか。	□はい □いいえ □非該当	平12厚告19 別表11　注5
	介護予防特定施設入居者生活介護費（介護予防短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）又は介護予防認知症対応型共同生活介護費（介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）を算定している場合は、介護予防福祉用具貸与費は、算定していませんか。	□はい □いいえ □非該当	平18厚労告127 別表9　注5